

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
を当てる)

## 鳥取県規則第四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則  
鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中「又は直接農業者に接して蚕業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員」を「直接農業者に接して蚕業に関する技術を普及することを職務とする職員又は直接農業者に接してたばこの耕作に関する技術を普及することを職務とする日本専売公社の職員」に改める。

第八条第二項及び第三項中「農業改良普及所長又は蚕業指導所長」を「農業改良普及所長、蚕業指導所長又は日本専売公社の支局長若しくは出張所長」に改める。  
別表第一の十六の項を次のように改める。

十六	たばこ電熱箱育苗資金 電熱利用によるたばこ苗の箱式育苗に必要な資材の購入に要する資金	耕地一〇アールにつき 黄色種にあつては 五、七三〇円 在来種にあつては 一一、八八五円	三年以内
十七	たばこ被覆栽培資金 たばこの早期栽培のための本畑被覆栽培に必要な資材の購入に要する資金	たばこの早期栽培を行なう耕地一〇アールにつき 畦面被覆にあつては 七、六五〇円 トンネル被覆にあつては 一一、三四〇円	二年以内

### 目次

◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則  
教育職員の免許状の授与  
国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの  
健康保険法による保険医の登録  
健康保険法による保険医療機関の指定  
昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号の一部改正  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
臨時種畜検査の実施  
換地計画の認可  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業の認可

### 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二号様式(山)の4中、

農業改良普及所長又は蚕業指導所長の意見欄

を

農業改良普及所長、蚕業指導所長又は日本専売公社支局長若しくは出張所長の意見欄

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を

次のように改正する。

別表一第七十一号の次に次の四号を加える。

- 七十一の二 製菓衛生師免許手数料 四百円
  - 七十一の三 製菓衛生師試験手数料 二千円
  - 七十一の四 製菓衛生師免許証書換え交付手数料 百円
  - 七十一の五 製菓衛生師免許証再交付手数料 二百円
- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地  
養護教諭二級普通免許状 昭四二養二普第一号 有本 節子 鳥取県

鳥取県告示第百九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
 登録の記号及び番号 氏 名 登 録 の 年 月 日  
 鳥国医一、二三八 石井 厚史 昭和四十二年一月二十日

鳥取県告示第百十号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科	名
勝部診療所	気高郡青谷町紙屋六一四	内科、外科、整形外科、X線科	窪田 哲男
小松医院	鳥取市今町二丁目	皮膚泌尿器科、外科	小松 邦美
竹田内科医院	本町二丁目九	内科	竹田 賢夫
民本歯科医院	米子市夜見町一四〇六の三	歯科	民本 群二

氏 名 住 所 登 録 の 記 号 及 び 登 録 年 月 日  
 石井 厚史 米子市岩倉町二一番地 鳥国医一、二三八 昭和四十二年一月二十日

鳥取県告示第百十一号  
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
窪田 哲男	昭和四十二年一月二十五日	乙表点数表
小松 邦美	三十日	甲表点数表
竹田 賢夫	二月 一日	乙表点数表
民本 群二	十日	歯科点数表

鳥取県告示第百十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、昭和四十二年二月十日から施行する。

第一の表の一の項中 「十月」を「十一月」に改める。  
 「十一月」を「十二月」に改める。

昭和四十二年二月十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

第一の表の三の項中

七月

八月

を

又は六月十一月

又は七月十二月

に改める。

第一の表の四の項中

つては九月	土じよう改	不良火	不良火	あつては四月	改良資金に	秋落水田等
つては十月	土じよう改	不良火	不良火	あつては五月	改良資金に	秋落水田等

を

つては七月	土じよう改	不良火	不良火	又は八月	又は四月	改良資金に	秋落水田等
つては八月	土じよう改	不良火	不良火	又は九月	又は五月	改良資金に	秋落水田等

に改める。

第一の表の七の項中

十月

十一月

を

十一月

十二月

に改める。

第一の表の八及び九の項中

六月

七月

を

又は五月八月

又は六月九月

に改める。

第一の表の十一の項中

十月

十一月

を

十一月

十二月

に改める。

第一の表の十五の項中

六月

七月

を

十一月

十二月

に改める。

第一の表の十六の項を次のように改める。

<p>十六 たばこ電熱箱育苗資金</p>	<p>発熱線 温度調節器 育苗箱 ビニール天幕 支柱</p>	<p>農業者等</p>	<p>耕地一〇アールにつき 黄色種にあつては 五、七三〇円 発熱線 六六〇円 温度調節器 二、二〇〇円 育苗箱 一、八一五円 ビニール天幕 九九〇円 支柱 七〇円 在来種にあつては 一一、八八五円 発熱線 一、三八〇円 温度調節器 四、六〇〇円 育苗箱 三、七四〇円 ビニール天幕 二、〇二五円 支柱 一四〇円</p>	<p>十一月</p>	<p>十二月</p>
<p>十七 たばこ被覆栽培資金</p>	<p>ポリエチレン フィルム 支柱</p>	<p>農業者等</p>	<p>たばこの早期栽培を行なう耕地 一〇アールにつき 畦面被覆にあつては 七、六五〇円 ポリエチレンフィルム 支柱 四、九五〇円 二、七〇〇円 トンネル被覆にあつては 一一、三四〇円 ポリエチレンフィルム 支柱 五、九四〇円 五、四〇〇円</p>	<p>十一月</p>	<p>十二月</p>

第二及び第三の表中「八月」を「六月」に、「九月」を「七月」に改める。

鳥取県告示第百十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、ニューカッスル病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
    - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
  - 2 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射
    - 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
  - 3 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
    - 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び投薬の方法
  - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

別表	結核病検査及びブルセラ病検査	ブルセラ病検査	ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
一	実施	二期	日
二	次	次	区域
三	日	日	実
四	次	次	施
五	日	日	場
六	次	次	所
七	日	日	
八	次	次	
九	日	日	
十	次	次	
十一	日	日	
十二	次	次	
十三	日	日	
十四	次	次	
十五	日	日	
十六	次	次	
十七	日	日	
十八	次	次	
十九	日	日	
二十	次	次	
二十一	日	日	
二十二	次	次	
二十三	日	日	
二十四	次	次	
二十五	日	日	
二十六	次	次	
二十七	日	日	
二十八	次	次	
二十九	日	日	
三十	次	次	
三十一	日	日	
三十二	次	次	
三十三	日	日	
三十四	次	次	
三十五	日	日	
三十六	次	次	
三十七	日	日	
三十八	次	次	
三十九	日	日	
四十	次	次	
四十一	日	日	
四十二	次	次	
四十三	日	日	
四十四	次	次	
四十五	日	日	
四十六	次	次	
四十七	日	日	
四十八	次	次	
四十九	日	日	
五十	次	次	
五十一	日	日	
五十二	次	次	
五十三	日	日	
五十四	次	次	
五十五	日	日	
五十六	次	次	
五十七	日	日	
五十八	次	次	
五十九	日	日	
六十	次	次	
六十一	日	日	
六十二	次	次	
六十三	日	日	
六十四	次	次	
六十五	日	日	
六十六	次	次	
六十七	日	日	
六十八	次	次	
六十九	日	日	
七十	次	次	
七十一	日	日	
七十二	次	次	
七十三	日	日	
七十四	次	次	
七十五	日	日	
七十六	次	次	
七十七	日	日	
七十八	次	次	
七十九	日	日	
八十	次	次	
八十一	日	日	
八十二	次	次	
八十三	日	日	
八十四	次	次	
八十五	日	日	
八十六	次	次	
八十七	日	日	
八十八	次	次	
八十九	日	日	
九十	次	次	
九十一	日	日	
九十二	次	次	
九十三	日	日	
九十四	次	次	
九十五	日	日	
九十六	次	次	
九十七	日	日	
九十八	次	次	
九十九	日	日	
一百	次	次	

十八日	二月十七日	二十四日	二十二日	二十日	十七日	十五日	十七日	十五日	十四日	十三日	十一日	十日	八日	七日	六日
二十一	二月二十日	二十七日	二十五日	二十三日	二十日	十八日	二十日	十八日	十七日	十六日	十四日	十三日	十一日	十日	九日
東伯町	船岡町	福部村	鳥取市	鹿野町	気高町	岩美町	鳥取市	岩美町	鳥取市	青谷町	鹿野町	岩美町	青谷町	美穂	千代水
浦安診療所、田越、東伯家畜市場	大伊、隼	福部	末恒	勝谷	逢坂	浦富	明治	浦富	明治	勝部	小鷲河	大和	日置谷	美穂	美保
倉坂、三保、美好	浜村、瑞穂	福部	末恒	勝谷	逢坂	浦富	明治	浦富	明治	勝部	小鷲河	大和	日置谷	美穂	美保

二十一日	二十日	二十五日	二十日	二十四日	二十二日	二十一日	二十日	十八日	十七日	二十四日	二十日	二十一日	二十日	二十日	二十日
二十四日	二十二日	二十八日	二十五日	二十七日	二十五日	二十四日	二十三日	二十一日	二十日	二十七日	二十日	二十四日	二十三日	二十三日	二十三日
西伯町	岸本町	西伯町	西伯町	名和町	中山町	米子市	淀江町	大山町	淀江町	大柴町	淀江町	大山町	平、坊領、佐摩	高麗、長田	高麗、長田
法勝寺、東長田	幡郷	大國	平、坊領、佐摩	名和、旧奈和	羽田井、東積	五千石、尚徳	淀江、大和	平、坊領、佐摩	高麗、長田	北山	上淀、稻吉、富繁	平、坊領、佐摩	高麗、長田	高麗、長田	高麗、長田
法勝寺、東長田	幡郷	大國	平、坊領、佐摩	名和、旧奈和	羽田井、東積	五千石、尚徳	淀江、大和	平、坊領、佐摩	高麗、長田	北山	上淀、稻吉、富繁	平、坊領、佐摩	高麗、長田	高麗、長田	高麗、長田





三月	一日	大原、東の原
"	二日	上花口、下花口
"	三日	舟場、具原
"	四日	安原、榎、本郷
二月	十七日	榎市、本郷、安原
"	十八日	濁谷、金持
"	二十日	金屋谷、大平原
"	二十一日	大内、添谷
"	二十二日	間地、畑地、福岡
"	二十三日	江府町
"	二十四日	池の内、武庫、洲ヶ崎
"	二十五日	大万、大河原
"	二十七日	美用、下蚊屋
"	二十八日	笠木、細谷、茶屋
三月	一日	印賀、中津合
"	二日	栗谷、折渡
"	三日	福万来、福寿実、霞
"	四日	河上、矢戸、三栄
"	五日	福栄、大田、福塚
"	六日	上坂、井原
"	七日	黒坂、上菅、中菅
"	八日	無坂、市場、野田

鳥取県告示第百十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に

規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一 施 期 二 次 日 檢 査 場 所 家畜の種類

三月六日 三月九日 東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場 乳 用 牛  
午前九時から 午前九時から

鳥取県告示第百十五号

昭和四十二年一月十三日付けで倉吉市新田百十番一地区から申請のあつた倉吉市新田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年二月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

鳥取県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、中井手土地改良区の定款の変更を昭和四十二年二月四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十七号

鳥取市桂木二九三番地津ノ井農業協同組合組合長理事 藤原博光から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年二月十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十八号

鳥取市東品治二六番地鳥取市農業協同組合組合長理事 加藤重蔵から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年二月十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十九号

鳥取市古郡家一〇五番地の一米里農業協同組合組合長理事 下田一清から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年二月十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】